

# 新型コロナウイルス関連の助成金・補助金のご案内

	名称	対象者	内容	助成額・補助額・補助率等	問合せ先
国における助成金	雇用調整助成金	①日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成するものです。	大企業 1/2 中小企業 2/3 上限 1人当たり8,335円 (自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を 発出して活動の自粛を要請している地域に は別途特例措置あり)	山梨労働局 職業対策課 055-225-2858
	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休業取得支援	① 臨時休業した小学校等に通う保護者の方々に対して、有給の休暇を取得させた企業(有給の休暇は労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要がある。) ② 令和2年2月27日～3月31日までに取得した有給休暇が対象。	小学校等の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	1日一人当たり8,330円を助成の上限とする。	山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851
	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース・職場意識改善コース)	労働時間の設定の改善及び仕事の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業	テレワークコース:テレワーク用の通信機器の購入・運用 (但し、導入・実施に際し取組要件有) 職場意識改善コース:事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する	コース・成果状況の達成により 3/4～1/2 1人当たりの上限20万円～10万円 1企業当たりの上限150万円～100万円	
山梨県独自の助成金	感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金	賃金を貰って働いている方・自営業者(アルバイト・パートも対象)感染者または濃厚接触者で、休業期間中に公的な給付が支給されない者	外出自粛の要請を受け休業をすることになった場合、一定の補正を行う。	1人につき1日4000円(連続した14日を限度、但し休日等は対象外)	山梨県 労政雇用課 055-223-1561
	感染拡大の為の子育て家庭休業助成金	子供(小学校3年生以下・特別支援学校、特別支援学級、保育園、幼稚園、認定こども園)が登校・登園しなかったことにより、休業を余儀なくされて収入が得られなかった、住民税非課税世帯またはひとり親世帯の保護者。	新型コロナウイルスの感染拡大を積極的に防止するため、子供が小学校・保育所等へ登校・登園しなかったことにより保護者が休業を余儀なくされた場合に、休業に伴う収入減の一部を補填する	1日4000円(14日を限度)	山梨県 子育て支援局 子供福祉課 055-223-1457

国の補助金	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者(常時使用する従業員数が製造・建設業等20人以下、商業サービス業5人以下)	今回、どの補助金も、新型コロナウイルスに影響を受けながらも設備投資や販路開拓に取り組む企業には加算要素があります。	小規模事業者等が、地域の商工会の助言を受けて、創意工夫を凝らした新規制のある販路開拓事業を盛り込んだ3年程度の「経営計画」を策定し、販路開拓に取り組む費用の2/3(上限50万円)補助する	補助率 2/3 上限 50万円	事業区域の商工会
	ものづくり・商業・サービス補助金(もの補助)	日本国内に本社および実施場所を有する中小企業者及び特定非営利活動法人に限る。	また「小規模事業者持続化補助金」は、今回より通年での公募となります。	中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資の一部に支援する。	補助率 1/2 上限 1,000万円	
	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者		自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートする	補助率 1/2 補助額 30万～450万円	

小規模事業者とは	製造・建設業等:常時使用する従業員数が20人以下 商業サービス業:常時使用する従業員数が5人以下
中小企業者とは	製造業その他:資本金3億円以下、常時使用する従業員数300人以下 卸売業:資本金1億円以下、常時使用する従業員数100人以下 小売業:資本金5千万円以下、常時使用する従業員数50人以下 サービス業:資本金5千万円以下、常時使用する従業員数100人以下

\* 随時新しい情報が発信されていますので、内容が変更される場合があります。

困ったときには、甲斐市商工会へお問い合わせください

☎ 055-276-2385